

第5章

高齢者が安心して住み慣れた 地域で生活できるまちづくり

- 施策4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 施策5 地域包括支援センターの体制整備
- 施策6 地域ケア会議の推進
- 施策7 生活支援体制整備事業の推進
- 施策8 在宅医療と介護連携の推進
- 施策9 介護者への支援の充実
- 施策10 認知症の人と家族への支援と共生に向けた取組
- 施策11 高齢者の虐待防止、権利擁護の推進
- 施策12 高齢者の居住安定に係る施策の推進

方針2

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるまちづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう、地域資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム※の深化に向けて、各事業を進めます。

また、地域共生社会※の実現に向けて、地域住民や企業等の様々な主体と行政等が協働し、公的な体制とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができる、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に向け地域包括ケアシステムの推進に努めます。

目指す姿	評価指標	現状値 第8期計画	目標値 第9期計画
認知症について多くの市民が理解し、見守り体制が充実した地域になる。	認知症サポーター※一人当たりの高齢者数	5.48人	3.0人
認知症について多くの市民が理解し、見守り体制が充実した地域になる。	認知症に関する相談窓口を知っている高齢者の割合	23.6%	30%
成年後見制度※が市民に認知され、円滑に利用できる体制が整っている。	成年後見センター利用者数	358人	500人
地域の拠点である地域包括支援センター※が地域住民への支援を適切に行うための体制が整備されている。	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	47.4%	60%

施策4 | 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会※とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側と支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある人と要介護者への同時介護等の複数分野の課題を抱えるケースへの対応など、複合的・多様なニーズに対して、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、高齢・障害・子育て・貧困といった分野をまたがって、総合的な支援を行うため、「重層的支援体制整備事業」の活用を検討し、支援することが必要です。

(1) 包括的支援体制の構築

複合化、複雑化した課題を抱える市民の悩みを丸ごと受け止め、高齢、障害者、子育て、生活困窮等、各種相談機関が連携を図り、課題の解決にむけて支援することが必要です。

市に設置される、福祉の総合相談窓口の「相談支援包括化推進員」を中心に、多課題を抱える市民に寄り添い、専門的な支援ができるように、包括的支援体制を構築します。



出典 厚生労働省資料

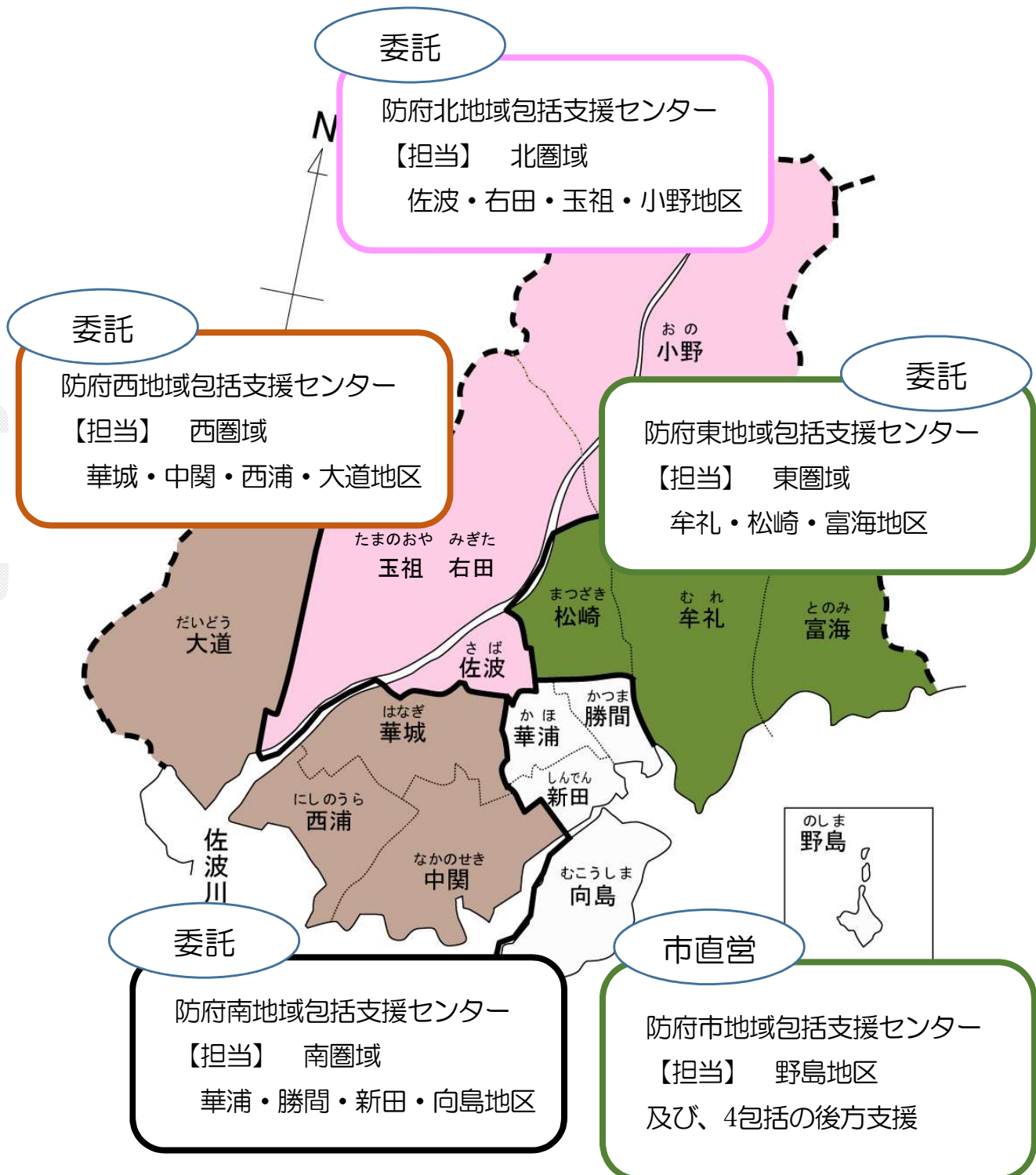
施策5 | 地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センター※は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定を図るののために必要な援助を行うことにより、地域包括ケアシステム※の構築に向けて中心的役割を担います。

本市においては下記のとおり、1圏域に1か所の地域包括支援センターを設置しています。国の人員配置基準に基づき、社会福祉士、主任介護支援専門員※、保健師等の3職種を配置し、一体となって事業を推進しています。

また、市直営の防府市地域包括支援センターについては、基幹的役割を担い、事業の推進をしていくため、体制整備を行うと共に、専門職の資質向上に努めます。

第5章



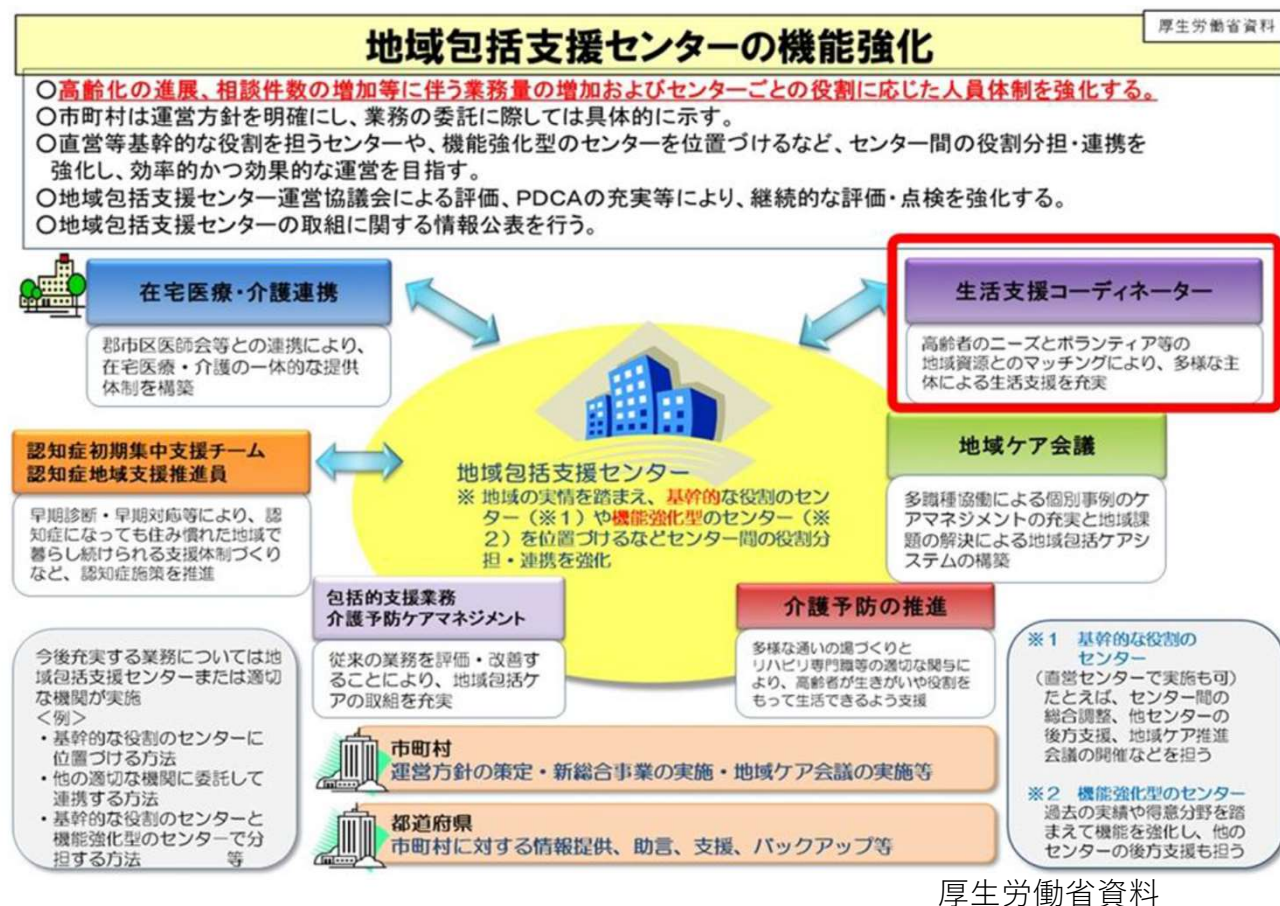
(1) 地域包括支援センターの機能強化

○ 地域包括支援センター※の周知

「防府市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、45.9%の高齢者が地域包括支援センターを「知らない」と回答しています。高齢者のことで困ったことや心配なことがある時に、早期に地域包括支援センターに相談できるよう、市広報・ケーブルテレビ等メディアの活用や、高齢者が利用する機会の多い、医療機関等と連携を図るなど、周知に努めます。

○ 体制整備と機能強化～地域包括支援センターの役割

「介護予防ケアマネジメント※」「総合相談」「権利擁護業務※」「包括的・継続的ケアマネジメント」及び「在宅医療」や「認知症対策の推進」、「生活支援体制整備事業」等を市と各地域の地域包括支援センターの役割を明確にし、連携を図りながら行います。本市の高齢者の支援体制において、地域包括支援センターは重要な役割を担うことから、公的な機関として、公平中立で適切な対応が迅速にできるよう、研修によるスキルアップや、地域包括支援センター運営協議会と連携を図り、相談件数や運営方針、業務に関する地域包括支援センターの適切な評価を行います。



(2) 地域包括支援センターの負担軽減の対応

地域包括支援センターの負担軽減を図り、本来の機能が十分に発揮できるよう、令和6年度から、国が示す、要支援者への介護予防支援を、居宅介護支援事業所が指定を受けて行うための体制整備や、総合相談業務の居宅介護支援事業所等への委託についても、地域包括支援センターの現状や、居宅介護支援事業所等の人材確保の状況を踏まえ、必要に応じて検討していきます。

施策6 | 地域ケア会議の推進

地域ケア会議※は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステム※の構築にむけた手法で、「ケアマネジメント※支援」、「個別課題解決機能」、「ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」、「地域づくり・資源開発機能」及び「政策形成機能」の機能があります。

参加者は、介護支援専門員※、保健・医療及び福祉に関する専門職だけでなく、高齢者の支援に関わる民生委員や自治会等の地域の関係者をはじめ、民間企業や警察、司法関係者等、その課題を解決するために必要な参加者により構成されます。

本市では、各地域包括支援センター※に「自立支援コーディネーター※」を配置し、地域ケア会議の機能強化に努めています。

(1) 幸せます会議（防府市版自立支援型地域ケア会議）

主に要支援認定者の事例について、個人情報伏せ、高齢者の生活を支える視点で検討しています。

会議は、地域包括支援センターが開催し、対象者の元の生活と現在の生活を共有し、どのような暮らしを目指すか、目指す暮らしと現在の暮らしのギャップを埋めるサービスとは何かについて議論を行います。医療・介護専門職や生活支援コーディネーター※、地域の様々な方が自由に参加する、オープンカンファレンス方式で行います。

専門職が知恵を持ち寄り、様々な視点からのアドバイスを参加者が共有することで、参加者間での「技術移転」をすすめるとともに、ケアマネジメント支援やケアマネジャー※のアセスメント※能力の向上につなげていきます。

また、市が開催する地域ケア推進会議や生活体制整備事業とも連動し、自立支援型地域ケア会議で把握された課題やニーズから、地域資源情報の集約や開発、政策形成にもつなげていきます。

(2) 個別会議

個別会議は、高齢者本人や家族等の状況により支援等が困難な個別事例について、課題を解決するために必要な専門職等が参加し、その支援の方法や今後の対策を具体的に検討する会議です。

(3) 地域ケア推進会議

医療・福祉・行政・地域の各関係機関が集まり、多職種間のネットワークや地域課題について検討する「はあとふるねっと会議※」を、地域ケア推進会議として位置づけ、「防府市医療・介護連携推進協議会」や「防府市高齢者生活支援協議会」と連動しながら、市の課題から必要な施策へと結びつけるための、協議を行い地域包括ケアシステムの深化を推進します。

施策7 生活支援体制整備事業の推進

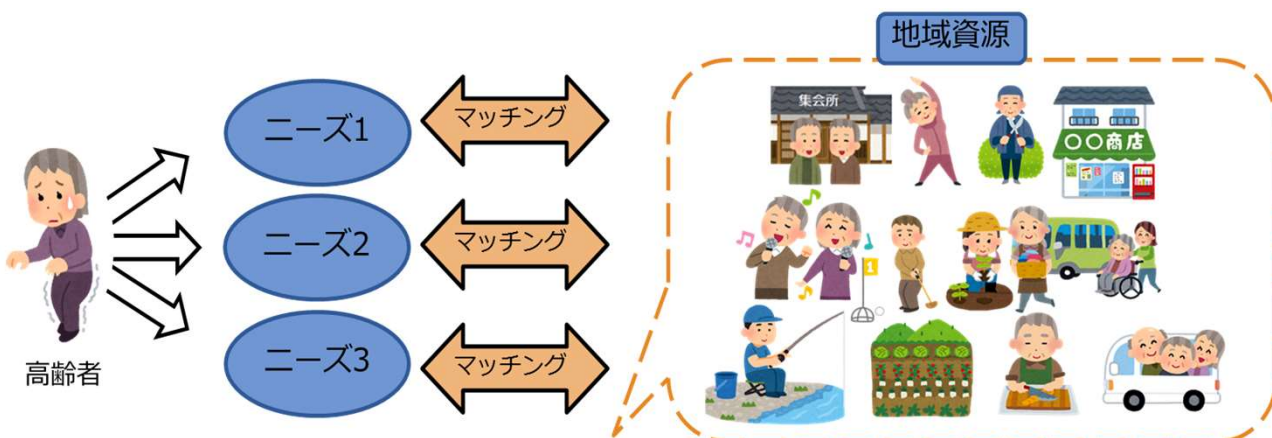
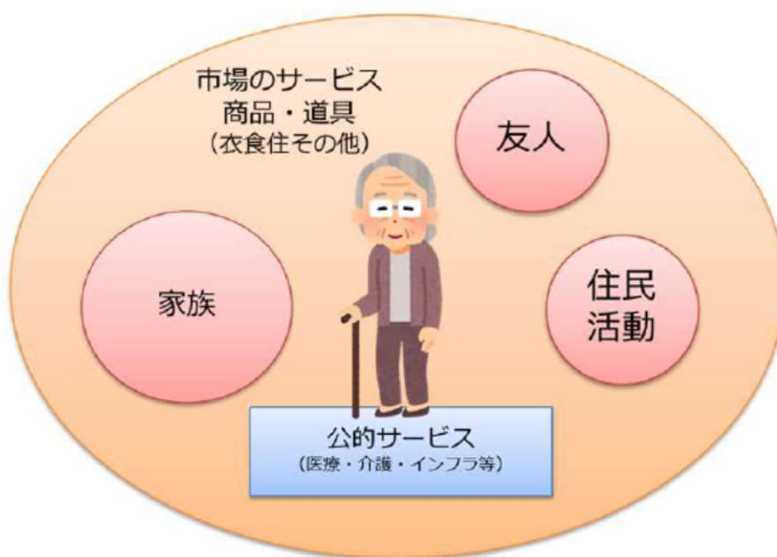
高齢者の在宅生活を支え、住み慣れた地域で元気で暮らし続けられるよう、住民主体の活動をはじめとした多様な社会資源の拡充と支え合いの体制強化を目的に、生活支援体制整備事業のさらなる推進を図ります。

現在、第1層（市職員2名）と第2層（市内4箇所地域包括支援センター※各1名）に生活支援コーディネーター※を配置し、地域の社会資源や高齢者支援ニーズの把握、社会資源の創出、支え合い体制に向けた地域の意識醸成などを行います。

また、令和5年度より、就労的活動支援コーディネーター、本市では「役割・いきがい支援コーディネーター」を配置しており、民間企業や介護施設等とのマッチング業務、ボランティア派遣を行っています。

これらの事業を起点として、自助や互助の力を活用した生活支援・介護予防サービスの基盤を整備していきます。

高齢者の生活を支えるもののイメージ図



生活支援コーディネーター（SC）を市と東西南北の地域包括支援センターに配置しています。



地域資源が多いほど高齢者は生活しやすくなる。生活支援コーディネーターは地域の活動を推進したり、高齢者の生活に役立つもの（民間サービス、便利な道具等）の情報を収集、創出している。

(1) 協議体の役割

生活支援体制整備事業では、地域資源の創出や住民からの意見聴取や地域の意識醸成を目的に第1層協議体※（市単位）、第2層協議体（日常生活圏域単位）が位置付けられています。

本市では、第1層協議体は、「防府市高齢者生活支援協議会」として設置し、市全域で行われるべき取組や市全体の課題の解決について検討し、第2層協議体は、会議ではなく、生活支援コーディネーター※の日々の地域での活動の一つ一つの取組としています。

なお、第1層協議体は、商工会議所や民間事業所、地域住民、福祉関係事業所により構成され、市場サービスの提供主体との連携を強化して高齢者のニーズを周知し、高齢者の自助を補完する市場サービスの創出を支援します。

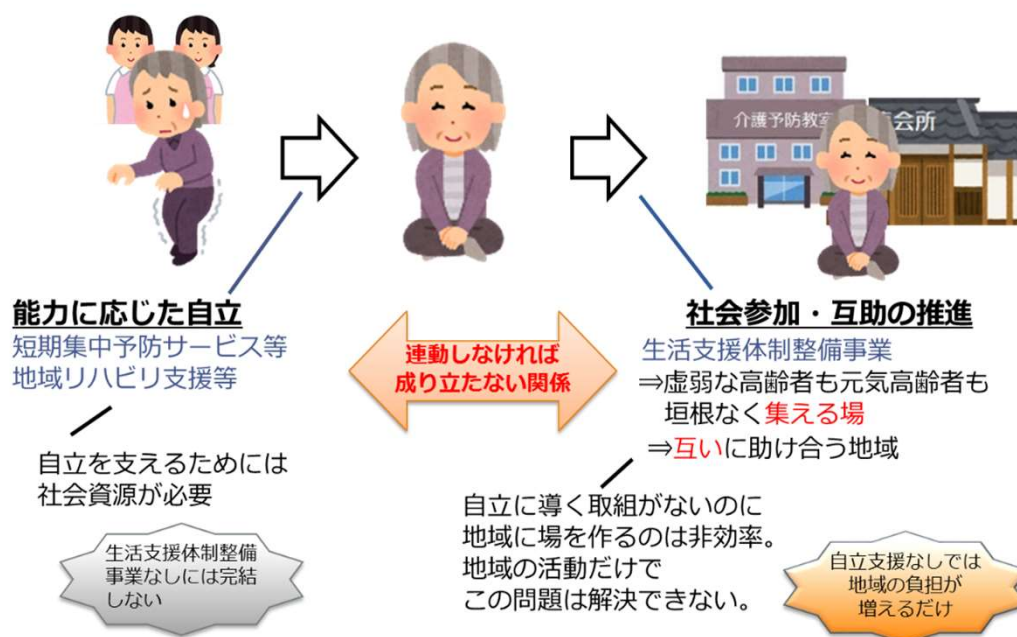
(2) 生活支援体制整備事業と介護予防サービスの連携

生活支援体制整備事業は、生活支援サービスや住民による互助活動を生み出すことのみが目的ではなく、元気な高齢者の健康寿命※延伸に向けた取組や、虚弱な高齢者が元気だった頃の元の生活に戻るためのサービスを実施できる取組を、介護予防サービスと一体的に行う必要があります。

生活支援コーディネーターは、幸せます会議において、対象者の生活周辺の社会資源を把握・紹介し、その活用方法を伝えることでケアマネジメント※を支援する役割を果たします。また同時に、地域課題を把握し、対象のケースに必要な社会資源が地域になれば、それを創出するために活動し、そのことを地域に提供していくことで地域の意識醸成を図る役割を果たしていきます。

第5章

介護予防・自立支援と生活支援体制整備事業の関係



施策8 | 在宅医療と介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、住民や医療・介護関係者と地域のめざすべき姿「医療・介護の両方が必要な状態になっても、心身の状況に応じた切れ目のない支援を受けることができる」を共有し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。

在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別に見た連携の推進）

<p>「日頃の療養支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働による患者や家族の生活を支える観点から在宅医療・介護の提供 	<p>「入退院支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院医療機関と在宅医療・介護に係る機関との協働・情報共有による入退院支援
<p>「急変時の対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確認、急変時の救急との連携 	<p>「看取り」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅や介護施設等、望む場所での看取りの実施 ・人生の最終段階における意思決定支援

○ 4つの場面での連携を推進し、めざすゴールを実現するため、「防府市医療・介護連携推進協議会」において、検討を行います。

○ 在宅生活の継続が困難になる要因として「医療的ケア、医療処置の必要性の高まり」が挙げられており、在宅医療に関わる多職種の連携を強化し、ICT※を活用し、ネットワークの構築を図ります。

○ 本人が望む人生の最期を迎えるために、エンディングノート※の活用や、人生会議（ACP）※について普及啓発を図ります。



施策9 | 介護者への支援の充実

第2章に示す、在宅介護実態調査（第2章P20）によると、介護者が不安を感じる介護は、「認知症への対応」、「排泄の世話」、「入浴・洗身」、「外出の付添」となっています。

また、在宅生活改善調査（第2章P21）によると、在宅生活の継続が困難になる要因として、認知症状の悪化、身体介護の増大、負担感の増加、医療的ケア、医療処置の必要性の高まりが挙げられています。

高齢者が望む場所での生活を継続できるよう、本人へのケアと共に介護者への支援の充実を図ります。

（1）介護に関する相談窓口の充実

日頃の支援の中で、介護を必要とする高齢者と関わるケアマネジャー※をはじめとした関わる介護サービス事業所が、介護者の相談に応じます。

また、認知症の人の介護については、地域包括支援センター※や、地域密着型事業所、市内8か所の認知症カフェ※においても、相談ができることを周知します。

（2）家族介護者の負担軽減にむけた介護サービス等の充実

介護者の身体的、心理的不安を軽減するため、各種介護サービスの整備を行います。

介護者の心身の負担軽減を目的に行う、「寝たきり高齢者等介護見舞金助成事業」を継続します。



（3）ヤングケアラーの発見と適切な支援

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うような、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。本市の在宅介護実態調査（第2章）によると、介護者の0.3%が20歳未満となっているため、介護者に係わる支援者がヤングケアラーの問題に関心を持つことで、早期に発見し適切な対応ができるよう、子育て支援部局と連携を図ります。

施策10 認知症の人と家族への支援と共生に向けた取組

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっ
ています。令和元年に国が示した「認知症施策推進大綱」に基づき、生活上の困難が生じた場合でも、社会参加や介護予防により重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けられることを目指し、今期のめざすゴールを「認知症について多くの市民が理解し、見守り体制が充実した地域になる。」と設定しました。

(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発・本人発信支援

認知症の状態や段階に応じて、適切な相談先や医療、介護サービスなどを整理した「認知症ケアパス※」を活用し、認知症について、普及啓発をます。

また、認知症の人と関わる機会が多い小売業や金融機関、公共交通機関等の従業員をはじめ、地域の通いの場等の参加者、人格形成の重要な時期である子ども・学生等を対象とした認知症サポーター養成講座※を開催し、認知症に関する正しい知識の周知を行うとともに、見守り体制を整備します。

さらに、世界アルツハイマーデー（9月21日）及び月間（9月）を中心に、市広報やホームページ、メディア等を活用し、認知症に関する知識や取組を紹介するほか、「認知症を考える集い」を開催し、認知症に対する市民の理解を深めます。

また認知症本人が、自分の希望や必要としていること等を発信できる場や機会を作り、認知症本人のニーズを地域で共有する取組を実施し、認知症本人の社会参加の機会を推進します。



(2) 早期発見・予防

○ 運動や、生活習慣病※の予防、社会参加や役割を持つことが認知症予防（認知症になっても進行を緩やかにすること）に効果があると示されています。壮年期からの認知症予防のため、健康づくり事業との連携を図ると共に、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施の取組とも連携し、認知症予防に努めます。

また、高齢者の社会参加を促すため、認知症カフェ※や住民主体の介護予防グループ等、高齢者が身近に通える場を拡充し、認知症のある人もない人も一緒に社会参加できる場の確保を図ります。

○ 認知症を発症する前の段階（軽度認知障害）に、認知機能の低下に気づき、日頃から認知機能について関心を促すため、認知機能低下に気づくためのアプリの導入等を検討し、早期発見のための体制を整備します。

○ 認知症を早期に発見し、必要な支援を行います。特に、生活実態の把握が難しい独居高齢者については、民生委員等、地域との連携を引き続き行うと共に、認知機能低下に気づく機会のある、スーパーや金融機関、医療機関等との連携を図り、早期発見により初期から必要な支援が行えるように努めていきます。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

○市や地域包括支援センター※、認知症疾患医療センター※等、認知症に関する身近な相談窓口を市民に周知し、認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制の充実を図ります。

○日常生活圏域ごとの認知症の課題を把握し、見守り体制を構築するために、現在市に配置している認知症地域支援推進員※の配置について見直しを行い、認知症の人が安心して生活することができる環境を整備します。

○認知症の人や家族、地域住民、誰もが気軽に集える場として開催している、認知症を支える家族の会や認知症カフェ※について、支援や周知を行います。

○早期に認知症の診断を行い、速やかに適切な生活支援や医療・介護等が受けられる体制の構築を目的に設置している、認知症初期集中支援チーム※の充実を図ります。



認知症カフェの風景

(4) 若年性認知症※の人への支援・認知症バリアフリーの推進・社会参加

○県の若年性認知症支援相談窓口や障害福祉施策担当課と連携し、若年性認知症の人への支援体制の構築に努めます。

○認知症高齢者や若年性認知症の人が、これまでの経験や残された能力を活かし、地域において役割を担い、「いきがい」を持った生活を送れるよう、社会参加活動の体制を整備します。

(5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

○認知症バリアフリーの推進

「認知症サポーター・ステップアップ講座※」を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ※」を設置し、認知症バリアフリーの取組を推進するとともに、認知症の人や家族の支援体制の構築や社会参加できる体制を整備します。

○認知症の見守り体制の整備

認知症等により行方不明になった高齢者を早期発見し、保護することを目的とした「みまもりSOSネットワーク」の申請・登録に合わせて交付している「みまもりステッカー」について、警察と連携を図り、行方不明になるおそれのある高齢者等の日常的な見守り体制を整備します。



防府市みまもりSOSネットワーク
(みまもりステッカー)

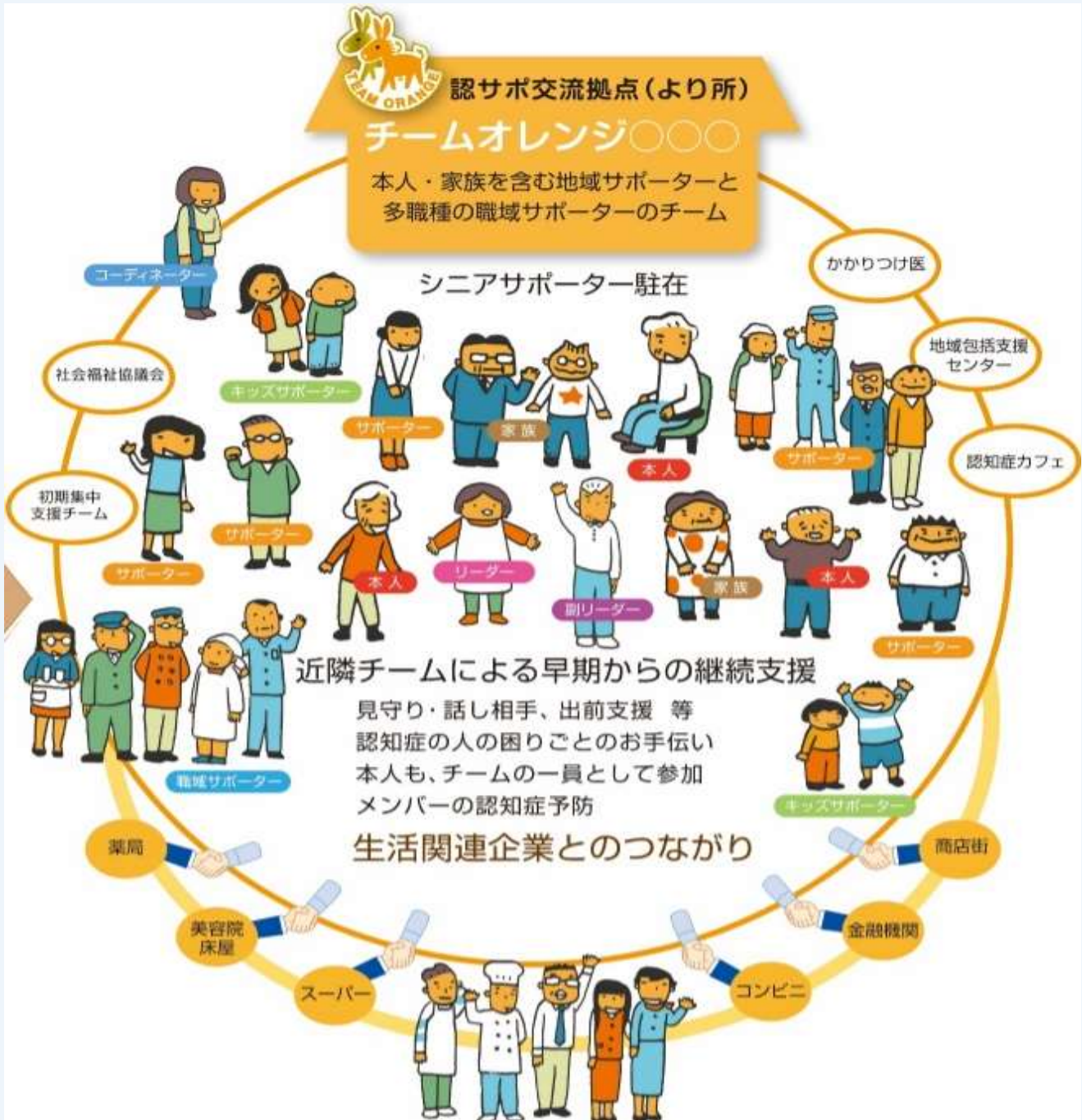


コラム

チームオレンジとは

認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み

(出典：厚生労働省ホームページ)



(出典：「認知症サポーター養成講座標準教材」、キャラバンメイト連絡協議会)

施策11 | 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

高齢者一人ひとりの権利がまもられ、尊厳のある生活が確保されるために、権利擁護業務*が包括的支援事業に位置付けられています。関係部署、関係機関との連携を図り、市が地域包括支援センター*と一体となって推進する必要があります。

(1) 高齢者虐待対応の強化と予防

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者、要介護施設従事者による高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見し、適切に対応できるよう、体制整備を行います。

○ 市民への普及啓発

虐待について正しい理解がないと「家族の問題だから」と周囲から虐待があっても見過ごされ、状況が悪化してしまうことも考えられます。虐待の相談窓口の周知や虐待防止に向けてのリーフレットの配布及び市広報等を通じて虐待に関しての知識の普及啓発に努めます。

○ 高齢者虐待の早期発見、早期対応

高齢者虐待は、認知症等により介護を必要とする人が、被虐待者となることが多く、日頃から接する、ケアマネジャー*をはじめ、介護サービス事業所や、高齢者虐待対応を行う地域包括支援センターの高齢者虐待対応のスキルアップを図り、早期発見、早期支援に努めます。

○ 関係機関との連携の強化

高齢者虐待の防止、早期発見、早期支援への取組や高齢者虐待対応に関するネットワーク構築を目的として、自治会、民生委員、介護サービス事業所、弁護士、医師、社会福祉協議会、警察、消防機関等の委員で構成する「防府市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を定期的開催します。また、個別事例の支援についても、かかりつけ医や警察、司法専門職等との連携を図り適切な支援を行います。

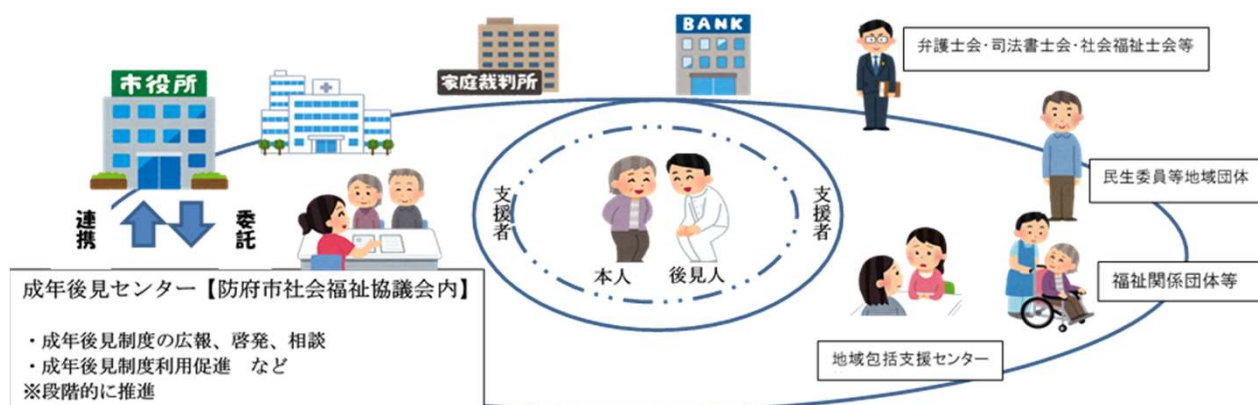
(2) 消費者被害の防止

地域包括支援センターや警察、消費者部門等の関係機関と連携を図り、高齢者の消費者被害防止に関する情報発信、啓発を行うことにより、被害の防止を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

国が定めた、「成年後見制度※の利用促進に関する法律」に基づき、第3次防府市地域福祉計画に併せて、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。判断能力が低下した高齢者の権利を護り、高齢者本人の意思決定支援を進めるため、本市においては、令和3年度から、防府市社会福祉協議会に中核機関を委託し、「防府市成年後見センター」を設置しています。

今後、市や地域包括支援センター※、弁護士等の専門職団体及び、障害福祉に関わる機関とも連携を図り、権利擁護※を必要とする市民が制度の活用ができるよう、努めます。



○ 市民への普及啓発

認知症等により判断力が低下した場合に、家族等による支援が難しい場合は日常生活自立支援事業※（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用を検討することになりますが、制度自体の認知度はまだ低い状況です。制度の必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるためリーフレットや市広報、セミナーなどを通じて啓発に努めます。また、日頃から、意思表示が難しくなった場合に備え、誰に何を頼みたいのかをエンディングノート※等に記載しておくことの必要性も併せて周知を図っていきます。

○ 制度の必要な人への支援

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りが無い等の理由により成年後見制度の申立てができない場合は、協議の上、市長による申立てを行います。また、経済的な理由で申立て費用や後見人の報酬の支払いが困難な場合については、成年後見制度利用支援事業の活用により、費用の助成を行います。

施策12 | 高齢者の居住安定に係る施策の推進

今後、急速な高齢化が進む中、少子高齢化や家族機能の希薄化等により、単身又は夫婦ふたりのみの高齢者世帯が増加しています。

保健・医療・介護等のサービスの提供は、持家や賃貸住宅、サービス付高齢者向け住宅等、それぞれの生活ニーズに合った住まいが確保され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、前提となります。

このことから、高齢者が安心して暮らすことができるよう、地域におけるニーズに応じて住まいが適切に供給される体制整備に努めます。

(1) 居住関係施設の整備・充実

居住関係施設には、養護老人ホームや、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等、高齢者ご本人の身体や経済状況に応じた施設があります。

高齢者が、ご自分の希望する場所で安心して生活ができるよう、地域におけるニーズを把握し、高齢者の住まいが適切に供給される環境の確保に努めます。

(2) 住宅施策との連携

住宅担当部局と連携を図り、低額所得者・高齢者等、住宅確保要配慮者に対して、入居支援（住宅確保）と入居後の生活支援を一体的に提供する「居住支援」について検討し、安定した住宅で安心した生活が送れるよう、支援を行います。